

鳥獣被害対策に関わる省庁やお問い合わせについて

野生鳥獣は農林水産業だけでなく、生活環境や生態系など、多方面に様々な影響を及ぼしています。また、野生鳥獣の種類も多様であり、生息数や生息地域、加害の程度等も様々であることから、効果的な被害対策を講じるために、対策に関わる制度・予算を所管する複数の省庁が連携して対応しています。

環境省では・・・

- 鳥獣保護管理法に基づき、野生鳥獣の保護・管理や狩猟の適正化を推進しており、鳥獣を捕獲等する事業者の認定制度等を実施しています。
- また、都道府県が行う指定管理鳥獣（ニホンシカとイノシシ）の捕獲事業に対して支援を行っています。

農林水産省では・・・

- 農林水産物への被害防止のために、市町村が中心となった地域ぐるみで行う柵の設置や追払い活動、捕獲活動に対して支援を行っています。
- また、被害対策だけでなく、捕獲した鳥獣を食肉などに有効利用する取り組み（処理加工施設の整備など）についても支援を行っています。



関係省庁が連携して鳥獣被害対策を実施



警察庁では・・・

銃刀法に基づく銃所持許可手続について、利便性向上の取組を実施

文化庁では・・・

天然記念物に指定されている動物による食害への対策を実施

総務省では・・・

狩猟税、地方交付税措置、鳥獣捕獲で使用される無線機の適正利用の推進等

厚生労働省では・・・

食品衛生法に基づく野生鳥獣肉の衛生規制を所管

経済産業省では・・・

追払いに使用する火薬類や電気柵等の安全確保の指導

防衛省では・・・

侵入防止柵の設置などに係る自衛隊の協力

鳥獣被害対策に関する支援の内容や制度の概要などに関して、お問い合わせ先が分からない場合は、環境省（自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 直通電話番号03-5521-8285）までお気軽にお問い合わせください。